

法令及び判例ニュース (n.º 10-08)

A.- 法令

1.- 未成年者(18歳未満)の就労禁止

9月中頃に報道された、未成年者の就労禁止についての規定は、1999年、国際労働機構(OIT)の協約第182を国会の承認決議を大統領が裁可したものである。(Decreto n.º 6.481, 12-06-08)

この行政令に添付された禁止職種は非常に幅広く、一度内容をチェックする必要がある。

例えば、現金を所持運搬する業務として、銀行から現金を引き出し会社へ持ち帰る、或いは現金支払い等の仕事は、従来オフィス、ボーイが担当していたが、今後、未成年者を同業務へ使用できない。
(Item 72 da lista)

同様に家事手伝いの仕事(EMPREGADA DOMESTICA - Item 76 da lista)も未成年者の就労は禁止された。

2.- 研修生制度の変更(lei n.º 11.788, de 25-09-08)

大学又は職業高校の研修生制度が上記法令により変更された。研修生制度は従来と同じ様に、受入れ機関と研修生との間に労使関係は成立しなく、(Art. 3º) 労働法上のいろいろな義務、例えば、休暇、13ヶ月給料、退職引当金等の支払い義務が発生しない。

研修の諸条件、報酬、補助金等は研修生が所属する学校と受入れ機関間の誓約書(Termo de Compromisso – art. 9º inciso I)に定める。

労災保険と通勤費用の負担は受入れ機関の義務と成っているが、最低報酬額の支払い規定はない。

研修時間は大学生と高校生は一日6時間、週30時間に限定され、期間は最高2年間となる。研修期間が一年以上の場合、学校の休暇時に30日の休暇をあたえる。

受入れ機関の従業員数が 25 名以上の場合、全社員の 20%まで研修生を引受けることが可であり、研修者の指導員は研修生 10 名につき 1 名(Art. 9º, inciso III e art. 17)、研修終了時に研修の実績と研修の評価報告書を研修生へ手渡す義務がある。

3.- 移転価格

大蔵大臣指令, 第 222 号(Portaria n.º 222, 24-09-2008)は移転価格税に関する細則の一部変更を行った。

従来、全ての業界、製品に対し、一律の利益マージン比率 (%)、製品或るは部品一品毎の移転価格の計算、為替変動を移転価格の把握の計算に考慮しない、更に APA(Advanced Pricing Agreements)を認めない等、大きく 4 の問題を含んでいた。

上記指令により、一般 (Caráter geral)、業界(Setorial)又は特定 (Específico)申請内容に基づき、利益マージンの変更が審査され、実情を反映した当局の対応が期待できる点と変更申請の事務手続について具体的な指示が発表された。

B.- 判例

1.- 9 月 17 日最高裁判所の大法廷は多数決により、1996 年の法令第 9430 号の 56 条により、法律で規定された自由職業サービスを提供する団体(sociedades civis de prestação de serviços de profissão legalmente regulamentada)も社会保険向け納入金(COFINS)を支払う義務は合憲との判決を下した。

本件は 91 年の憲法補則令 (Lei Complementar n.º 71)により、法律で規定された自由職業、例えば弁護士、医師、会計士、技師等のサービス提供の団体は社会保険向けの納入金(COFINS)が免除されていたが、上記 1996 年の法令で改正され、他の団体と同様に総収益に対し 3%の納入義務が確定した。

S. P. 03/10/08. Flavio Tsuyoshi Oshikiri

Ohno & Oshikiri Advogados

AV. 9 de Julho, 4954 - Jardim Europa - São Paulo- SP. Tel.(011) 3068-2053